

2007年10月18日

〒460-8523 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1  
電話 052-951-1481(代表)  
名古屋地方検察庁  
刑事部「熱田署263号」事件担当  
曾我正平(そが・しょうへい)様

〒 東京都足立区

半澤一宣(印)

過日持参するのを忘れた追加資料をお送りします

明細は以下のとおりです。

交通権学会ニューズレター『トランスポート21』第23号

最終ページに「鉄道事業者は迷惑行為対策を警察に丸投げするな - 運賃を徴収する以上は利用客への責任も果たせ - 」と題する私の投稿が掲載されています。

今回の脅迫・暴行事件に係る名鉄の対応方、すなわち名鉄が「(事件発生当日に神宮前駅の当務駅長だった二宮氏が)事件の対応を警察に引き継いだ(丸投げした)ことで、名鉄としての責任は果たした」旨を主張していることの不当性と、(私が告訴状や9月23日付け上申書に記しておいた)運送契約論上の名鉄の不当性とを、論証するうえで参考になると思います。

同『トランスポート21』第27号

6~7ページに「『携帯電話と交通権』に思うこと - 優先席での迷惑使用者から受けた暴力被害の体験から」と題する私の投稿が掲載されています。

もしも名鉄が、今後本件告訴に関して「非常通報ボタンを使用して(脅迫・暴行犯が乗車した)列車を止める手配を取らなかった半澤のほうが悪い」と主張してきた場合、名鉄が非常通報ボタンのそのような使用方法を利用者に周知していない、ひいてはそのような主張の不当性を証明するのに役立つと思います。

同『トランスポート21』第28号

3~4ページに「列車内での携帯電話使用に関する考察」と題する会員の投稿が掲載されています。

この記事に(No.27)とあるのが、上の(第27号)の記事のことです。

この記事の後半に、鉄道事業者が優先席付近での携帯電話使用などの迷惑行為について「利用者のマナーの問題」と位置づけていることの不当性を論じた部分があります。

\* ~ はいずれも現物ではなく、交通権学会のホームページに掲載されているPDFファイルから両面印刷したものです。しかし、当然ながら内容は同一です。

鉄道各社における「非常ボタン」の案内表示に関する調査結果の一覧表

上の で言及した「非常通報ボタン」の設置目的・使用方法に係る利用者への周知状況について、全国調査を行った報告書です。

『鉄道ジャーナル』2003年7月号105ページ

「レイルウェイ・レビュー 関東10民鉄完全禁煙は守れるのか」(種村直樹)

この記事の後半に、私が9月23日付け上申書に記した東武鉄道とのトラブルの概要が紹介された部分があります。

『鉄道ジャーナル』は鉄道業界関係者にも広く読まれている雑誌で、名鉄の関係者にも読者が少なくないと推察されます。

この記事は、東武鉄道や名古屋鉄道に限らない鉄道の係員が利用者の(治安上の)安全を確保すべき職責を怠るのが原因で、鉄道利用者に喫煙その他の迷惑行為に起因する

暴力被害が発生してしまうおそれがある問題について、以前から警鐘が鳴らされていたことの証拠になるはずです。

#### 次回の事情聴取の日程について

過日面会したときにお話しした大阪での交通権学会の会合は、11月10日（土曜日）でした。この関係で、次回曾我様を訪問できるとしたら、9日（金曜日）しかチャンスがありません。とりあえず曾我様におかれましても、9日を仮押さえしておいていただけませんかでしょうか。どちらかといえばやはり、午前よりは午後のほうがありがたいです。

なお、過日申し上げましたとおり、大阪行きを含む交通費等の旅費を工面できる見通しが、まだ立っていません。そのため、状況によっては直前に名古屋行きをキャンセルし、書面か電話での質疑応答をお願いすることになる可能性が残っておりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

関連して提案ですが、過日の曾我様のお話では11月中には決着をつけたいとのことでしたが、公訴時効にかからないようであれば、私の2回目の事情聴取を冬の「青春18きっぷ」利用期間（例年12月20日ごろから翌年1月20日ごろまでの間）に延ばすことは、お願いできないものでしょうか？ 11月中に起訴/不起訴の処分を決定しなければならない、どのような事情があるのかが、気になっております。

#### 過日曾我様と面会した後で思ったこと、言い忘れたこと

1. 氏などが、曾我様からの質問に対して一部「自分の一存では答えられない」と答え、真相究明に影響が出ているとされる点について

これについては、氏などが、被疑者にも保障されている反論・弁明の権利を自ら放棄したものと、解釈することもできるのではないのでしょうか。

ですから私は、曾我様が氏などに、

「あなたが会社（名鉄）での地位や会社の社会的体面（メンツ）を気にして答えられないでいると、あなたが半澤の言い分を認めたことになって、あなた自身が裁判で不利な立場に立たされますよ。それであなたの有罪が確定すれば、あなたはそれを理由に会社から処分され「トカゲのシッポ切り」で損をすることになるのではありませんか？ ですから、上司や会社に遠慮などしないで、あなたが考えるとおりのことを答えたほうがいいのではありませんか？」

とやってみてはどうかと考えております。

それでも氏などが「自分の一存では答えられない」という姿勢を変えないようであれば、その供述調書を証拠として、氏らの刑事責任を追及する公判の維持が、可能になるのではないのでしょうか。

とにかく私は、自分の非を認めない「逃げるが勝ち」の卑怯な人間が得をするのを許さない捜査ひいては起訴を、曾我様にお願いしたく存じます。

2. 「神宮前駅ホームのカメラは、本当に防犯ビデオ録画用ではないのかどうか」に係る捜査のお願い

この点について私は、名鉄の上層部が氏の被疑事実（私が脅迫・暴行を受け続けた間、傍観者に終始していた）の立証を妨げる目的で、証拠隠匿若しくは証拠隠滅の工作を行っているのではないかという疑惑を、今なお払拭できていません。

この点に係る私の疑惑は、2007年2月2日付けの熱田警察署刑事課長あて文書に記載したとおりですが、熱田警察署の担当者様からは、この点の疑問を払拭するに足るだけの納得できる説明を、最後までいただけませんでした。曾我様におかれましても、今一度この点について捜査くださいますよう、お願い申し上げます。 草々